

刈谷市地域水田農業ビジョン

平成19年4月

刈谷市地域水田農業推進協議会

目 次

1 地域水田農業の改革の基本的な方向	
(1) 地域農業の特性	1
(2) 水田農業の現状	1
(3) 作物振興及び水田利用の将来方向	3
(4) 担い手の明確化と育成の将来方向	6
2 具体的な目標	
(1) 作物作付及びその販売目標	6
(2) 担い手の明確化・育成及び土地利用集積の目標	7
3 地域水田農業ビジョン実現のための手段	
(1) 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法	8
(2) その他の事業の活用	8
4 担い手の明確化	8
5 ビジョンの見直し方針	9
6 ビジョンの区域	9

別表

- 1 作物作付計画（主要作物のみ）
- 2 作物販売計画（主要作物のみ）
- 3 担い手の具体的人数・団体
- 4 土地利用集積目標
- 5 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法
- 6 担い手リスト

1 地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

本市は愛知県のほぼ中央に位置し、中部経済圏の中心都市である名古屋市の20km圏内にあり、恵まれた立地条件のもと、都市近郊農業を発展させてきています。

総面積50.45km²(5,045ha)のうち耕地面積は、1,370ha(平成17年7月15日現在：愛知県農林水産統計)で約27%を占めています。人口は、142,662人(男74,915人、女67,747人：平成19年1月1日現在)で、県内総人口の約2.0%を占めています。

交通は、市のほぼ中央を東西にJR東海道本線が通り、中部地域から南部地域に渡って名古屋鉄道三河線が通り、また北部地区には国道1号線が通るなど交通の便は総じて良好です。

本市の産業は、自動車部品を中心とした製造業のほか、製造業の従事者を顧客とした商業が発達しています。

農業は、水稻・麦を中心とした穀物を始めとして、スイカ、ダイコン、ハクサイ等の露地野菜、ブドウ、ナシ等の落葉果樹、観葉植物、洋ラン等の花きの栽培も盛んに行われています。

農家数等の推移

項 目	平成7年	平成12年	平成17年
総農家数(戸) A	2,061	2,081	1,761
農家人口(人)	9,845	9,638	4,371
販売農家戸数(戸)	1,472	1,361	951
専業農家数(戸) B	125	129	145
第1種兼業農家数(戸)	181	64	74
第2種兼業農家数(戸)	1,755	1,168	732
専業農家率 B/A(%)	6.1	6.2	8.2

(1995、2000、2005世界農林業センサス)

(2) 水田農業の現状

本市の水田面積は、全耕地面積1,370haに対して、1,060ha(第53次農林水産統計年報による)と約77%を占めています。しかし、1戸当たりの経営水田面積は平均50a程度であり、1ha未満の農家が大多数となっています。また、主業農家率も10%未満と低く、副業的農家が74%以上を

占めています。

ほ場条件としては、中・北部の早期に施工されたほ場整備区域では、区画が小さくほ場面積が狭いうえに、湿田が多く、汎用化水田として利用するには不適な土地が多いため、水田における麦・大豆栽培については、品質、作業効率の面で解決すべき課題が栽培技術を含め多くあります。

一方南部地域では、近年のほ場整備事業の完了に合わせて、スケールメリットを生かした生産性の高い農業を展開しています。この地域においては、任意組織の営農組合が地域の麦・大豆作の大部分を担い、地域農業の中心となっています。

経営耕地規模別農家数・経営面積

経営規模	農家数(戸)	比率(%)	経営面積(ha)	比率(%)
7.5ha 以上	2	0.0	29.3	2.7
4.0～7.5ha 未満	15	0.7	68.5	6.3
2.0～4.0ha 未満	39	1.9	86.9	8.0
1.0～2.0ha 未満	256	12.3	289.7	26.6
0.5～1.0ha 未満	597	28.7	348.4	32.0
0.3～0.5ha 未満	452	21.7	147.0	13.5
0.3ha 未満	720	34.6	119.0	10.9
計	1361	100.0	1,088.8	100.0

(2000年 世界農林業センサス)

利用権設定状況の推移

項目	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
設定面積(ha) A	127.2	140.9	182.9	220.7	242.5
設定率	9.2%	10.1%	13.2%	15.9%	17.4%
設定者数 B	128人	134人	154人	160人	171人
A/B (ha)	1.0	1.1	1.2	1.4	1.4

(農政課資料)

(3) 作物振興及び水田利用の将来方向

本市の水田では、近年の生産調整規模の拡大と麦・大豆の作付けに有利な助成措置等により、転作麦・大豆の作付けが急増しました。これらの地域では、水稲・麦・大豆を組み合わせたブロックローテーション化が進んでいますが、高額な助成補助金の交付要件もあって、生産条件の悪い水田にまで麦が作付けられた結果、生産性や品質の低下が表面化してきました。

こうしたことから、麦・大豆を作付けする場合、品質の確保も含めた農業生産の効率化を図るため、排水が良く、区画形状が揃っているなどの生産条件が良好なほ場での作付けを前提に、ブロックローテーションの再構築に努めることとします。一方、効率的な栽培に取り組むことが困難な地域においては、加工用米水稲、里芋等地域の特性を踏まえた作物による産地づくり及び遊休農地等の増加を防止するため景観形成作物の栽培を推進します。

また、早期に実施したほ場整備事業区域では、全体に区画面積が狭く、用排水施設も古いことから、水田農業のコスト低減や作業効率の向上を図り、大規模経営体を中心とした農業を展開するため、今後もほ場の大区画化や用排水施設の改良を進め、水田の汎用化を一層推進することとします。

さらに基盤整備が終わり汎用化したほ場は、効率的かつ安定的な水田農業経営に不可欠な生産基盤として、確保・保全していく必要があります。

ア 作物振興の将来方向

(ア) 水稲

本市の米生産量のうち農協を通じて販売されるものは約26%に過ぎず、多くが自家消費や縁故米などとして流通・消費されていることもあって、売れる米づくりを中心とした安定生産の確立という意識に欠ける傾向がみられます。

良質な米づくり

多様な用途に対応した売れる米づくりのためには、良質な米の生産は最も基本となる要素です。

このため、消費者や実需者の評価を踏まえ、基幹銘柄品種を「コシヒカリ」と「あいちのかおり」とし、集荷率の向上とロットの確保を図ります。

栽培面では、施肥の改善と基本技術の励行により品質改善を進めるとともに、集荷された米は自主検査や品質分析を行い、その結果を生産者にフィードバックして品質の高位平準化を進めます。

安全・安心な米づくり

乾燥調整段階から混合流通する米の特性を踏まえ、「栽培ごよみ」に基づく

統一した栽培管理と生産履歴の記帳を行うとともに、流通の各段階を通じたトレーサビリティシステムの確立を図ります。

また、複合病害抵抗性品種を利用した減農薬栽培、有機質資材を含む全量基肥を利用した減化学肥料栽培等により、環境にやさしい米づくりを一層進めます。

低コストな米づくり

米消費拡大を図り、価格競争力を強化し、安定経営を確立していくためにはコストの低減が急務となっています。

このため、農地の利用集積による経営規模の拡大を図るとともに、品種ごとに栽培地の団地化を推進し、大型農業機械及び共同利用施設の効率的利用を進めます。

また、栽培面では、育苗が不要で大幅な労働時間の短縮とコストの低減等が可能な不耕起V溝直播栽培の導入拡大を進めるとともに、全量基肥栽培や複合病害抵抗性品種等、新技術の導入拡大等による省力低コスト生産及び農地の有効利用を図るため一部の地域において麦収穫後の水稻作を進めます。

さらに、麦間不耕起乾直による稲麦二毛作栽培技術の確立に努め、省力化を一層すすめ、低コストな米づくりを進めます。

(イ) 麦

本市の麦は、過去の生産調整において、他作物に比べ有利な助成補助金によって奨励されたこともあって作付面積が拡大してきましたが、気象要因によって生産量や品質が大きく変動するため、実需者が求める品質を満たすことが容易ではなく、需給のミスマッチなどの問題が生じています。

高品質麦の安定生産と低コスト化

実需者は、高品質でロットの大きい麦の安定供給を求めていることから、営農組合等が中心となって生産する必要があります。また作付けは、気象条件や前作の状況等により作期が変動することもあります。量的、品質的に安定した生産に努めることとします。

従って、特定の品種に作付けが集中すると、適期作業の妨げとなりやすいので、収穫作業期間の分散ができる「イワイノダイチ」を計画的に導入していきます。

さらに、立枯病、湿害、雑草害を回避し、安定した収量及び品質を確保するため、施肥体系の改善や地権者による理解のもと排水対策の徹底等地域ごとに必要な技術を確立し、実施します。

安全・安心な麦の生産

消費者の食に対する安全・安心への関心の高まりに対応するため、生産者

による生産行程管理、生産履歴の記帳を徹底します。特に例年発生しやすい赤かび病は、品質への信頼を大きく欠くため、乗用管理機や無人ヘリコプターによる発生防除を徹底します。なお、無人ヘリコプターによる防除作業は、麦以外の作物にも飛散する可能性が高いため、人畜毒性が低く、適用作物・病害が幅広く、防除効果の高い薬剤の使用を奨めます。

(ウ)大豆

大豆は、麦作の後作物として作付面積が増えてきましたが、湿田が多い本市では単収が著しく低く、収量や品質が不安定な状況にあります。さらに気象要因等によっても、生産量や品質が大きく変動するという問題も生じています。

しかし、大豆は用途の多さから今後も需要が増えていくものと思われ、積極的な栽培の取り組みが求められます。

高品質大豆の安定生産と低コスト化

実需者は、高品質でロットが大きく、低価格の大豆の安定供給を求めていることから、大規模農家等が中心となって生産する必要があります。また作付けは、気象条件や前作の状況等により作期が変動することがありますが、播種及び収穫遅れがないように図るとともに、量的、品質的に安定した生産に努めます。

大豆栽培の施肥体系の改善や、排水対策の徹底により高い単収を目指すと同時に、立枯病、湿害、雑草害を回避し、病害虫発生予察に基づく適切な病害虫防除を実施することで生産量の安定を図ります。

安全・安心な大豆の生産

消費者の安全・安心への関心の高まりに対応するため、生産者による生産栽培行程管理、生産履歴の記帳を徹底します。

また、地元産大豆の安全性をアピールすると同時に、県内の加工業者との連携を強化し、需要拡大を図っていきます。

(エ)その他(野菜、果樹、加工用米、景観形成作物)

野菜、果樹

効率的な麦・大豆の生産が困難な水田を有効に活用するため、また担い手の経営を補完するためにも、野菜、果樹の生産を奨励します。

加工用米

本市には河川の周辺に、良質な麦・大豆の生産が困難な排水不良の湿田が多いため、その地域では加工用米の生産も併せて推進します。

景観形成作物

耕作放棄地や遊休農地が道路周辺や公園施設周辺での発生を未然に防ぐため、景観形成作物の栽培を奨励します。

(4) 担い手の明確化と育成の将来方向

ア 担い手の明確化

水田農業が水利用面で地域の合意のもとで営まれる性質をもっていることから、集落等の地区において、現在認定農業者となっている者を含め、積極的に水田農業に取り組んでいる者及び新たに水田農業に積極的に取り組む意志をもっている者の中から地域の話し合いにより選出された農業者を、営農改善組合長の推薦により、担い手として明確化します。

イ 育成の将来方向

本市では集落を基盤とした水田農業経営を展開しており、担い手への土地利用集積が進んでいます。従って、このような姿をさらに発展させ、大規模な経営体による効率的な経営を行い、他産地との競争に勝ち残ることができるように努めます。

現在、担い手リストに記載されている者が34人と8団体ありますが、このうち品目横断的経営安定対策に加入している者は18人と5団体にとどまっている。このため将来、品目横断的経営安定対策の加入者になれるよう未加入者を誘導していくため、稲作構造改革促進交付金を有効に利用し、経営の安定化を図っていくことが、担い手を育成確保していくうえで重要である。

また、個人や任意団体による経営には資本力や経営管理能力、後継者の確保・育成に限界があることから、農業生産法人の設立に向け、積極的に誘導していきます。

2 具体的な目標

(1) 作物作付及びその販売目標

ア 米

本市産米の収穫量は約3,340トン(平成18年1月愛知県稲作関係資料)で、大消費地名古屋圏にあって、相当量の需要があるものの、消費地の中にある立地条件から生産農家が直接販売する米や農家保有米が多く、農協の集荷量は生産量の約27%、905トン程度にとどまっています。

米の販売面においては、他県産米等との価格面、品質面での競争で苦戦を強いられており、制度改革によって一層販売競争が激化することが予想されます。

このため、需給バランスや消費動向等第三者的機関の意見を参考に計画した

販売目標をもとに、銘柄品種ごとの栽培面積を設定していきます。また、米穀の集荷者は、生産調整方針の作成とともに集荷円滑化対策を円滑に進めるため、有効な方策を実施できるものとし、さらに、消費者による食への安全性の高まりに応えるため、生産履歴の記帳励行、減化学肥料栽培や減農薬栽培を展開していきます。

イ 麦・大豆

本市産麦の収穫量は約 1,140 トン（平成 17 年度愛知県麦作関係資料）で、栽培品種は農林 61 号とイワイノダイチによる生産が全量を占めていますが、今後の生産量は実需者との協議に基づいて設定します。また、品質の向上と均質化を推進し、高品質小麦の安定的な生産・供給体制を整備します。

本市産大豆の収穫量は約 72 トン（第 52 次愛知県農林水産統計年報）で、栽培品種は「フクユタカ」が全量を占めていますが、今後の生産品種や生産量は実需者との協議に基づいて設定します。

安全・安心な小麦・大豆生産を進めるため、種子更新率の向上と生産工程管理記帳を義務付けます。

ウ 作物作付計画（主要作物のみ）

別表 1 に記載(10 ページ)

エ 販売計画

別表 2 に記載(11 ページ)

(2) 担い手の明確化・育成及び土地利用集積の目標

ア 担い手の明確化・育成の目標

地域の担い手については、原則として農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たす者の中から集落段階（営農改善組合）での話し合いによる合意のうえ明確にし、営農改善計画書に記載された内容の審査のうえ適格であると認められる者を認定農業者とし、水田農業構造改革交付金をはじめ各種補助金、交付金等を有効に活用し、経営改善計画の早期の達成を支援していきます。

また、担い手には通常の作業受託業務のほかに、農地保全管理業務、用排水施設の保全・管理業務、合意事項の遵守等の地域貢献を求めます。

なお、具体的人数・団体別の現状と目標について別表 3 に記載します。(12 ページ)

イ 土地利用集積の目標（平成22年）

別表4に記載(12ページ)

3 地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1) 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法

水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法は、別表5のとおりとします。(13ページ)

(2) その他の事業の活用

ア 土地利用集積

担い手への水田の利用集積については、営農改善組合の土地利用調整機能及び土地利用計画機能を活用し、貸付の希望ある農地を、担い手が効率的経営を實踐できるよう、面的な集積を優先し、平成22年までに地域の水田農業の約6割が明確化された担い手によって担われるよう利用調整するものとします。

農業委員会は、営農改善組合がその機能を十分発揮できるように支援するとともに、地域の話し合いによって利用調整された水田に対する利用権設定については、その内容を尊重し、担い手の確保・育成に指導的な役割を發揮し、地域間の土地利用調整についてその機能を發揮するものとします。

また、農業委員会は認定農業者からのあっせん申し出を受け、利用調整活動を積極的に実施するものとします。

おって、農業協同組合は、農地保有合理化事業を利用し、地権者から申し出のあった農地を積極的に明確化された担い手に斡旋仲介するものとする。

イ 水田整備事業

水田農業の構造改革を加速化するため農地の利用集積を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成を推進し、さらなる土地利用型農業のコスト低減を進めるため、ほ場の大区画化を推進します。

また、水田を高度に利用し、畑作地としても高い生産性を兼ね備えたほ場（汎用化水田）とするため、作付け作物や地域特性に応じた用排水路改良事業を推進するとともに、地域農業が目指す展開方向を踏まえ、水田地帯の整備を推進します。

4 担い手の明確化

各地域（営農改善組合）において、地域の担い手に相応しいとして、明確にした者は別表6のとおりです。(14・15ページ)

《リストは省略》

5 ビジョンの見直し方針

この地域水田農業ビジョンは、数値目標、担い手リスト、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の使途、算定水準について毎年点検し、必要に応じて検討会の協議内容を刈谷市地域水田農業推進協議会に諮り、見直し、変更を行うものとします。

6 ビジョンの区域

刈谷市地域水田農業ビジョンの対象区域は、刈谷市全域とします。